

議案第 1 1 2 号

甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年 1 2 月条例第 4 2 号）第 6 条
- (2) 甲府市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年 1 2 月条例第 4 4 号）第 4 条
- (3) 甲府市地方卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和 4 9 年 3 月条例第 2 2 号）第 5 条
- (4) 甲府市簡易水道等事業の設置等に関する条例（令和元年 1 2 月条例第 2 2 号）第 5 条
- (5) 甲府市農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和 5 年 1 2 月条例第 2 1 号）第 5 条
- (6) 甲府市浄化槽事業の設置等に関する条例（令和 5 年 1 2 月条例第 2 2 号）第 5 条

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。